

## 連盟に関わる事業の実施指針

制定 2002年3月14日 理事会

社団法人日本ハンググライディング連盟が行う各種事業、および当連盟のフライヤー会員のうちパイロット技能証を所持する会員が参加して行われる各種事業を実施しようとする者は、次の事項を遵守するとともに別に定める「連盟に関する事業の実施指針細則(案)」により事業を行わなければならない。

### 1. フライヤーの自己責任の原則

フライヤー(パイロット)は、自己の責任に於いて飛行することが大前提にある。

ひとたび空中に出れば、誰にも代わってもらえる事はできない。全て自己の意思と責任に於いてフライトしなければならない。

### 2. 安全指針

計画段階より参加者、主催者側の役員、補助者の安全確保のために、次に示す要領で立案計画にあたること。

#### (1) 候補地の選定等事前に行うべきこと

- ① 候補地の選定については、事前調査を実施して決定すること。
- ② 必要に応じて隣接公共事業体等との事前協力体制等を確認すること。
- ③ 主催者、役員、参加者及びその他の第三者に対し、危害が生ずることのないよう事業実施内容と実施方法についてできる限りの検討を行い開催すること。
- ④ 最寄りの救急医療施設等の有無、受け入れ態勢を確認すること。
- ⑤ 候補地を管轄するスクール管理者、エリア管理者、土地管理者との事前調整を行うこと。

#### (2) 実施中に行うべきこと

- ① 可能な限り実施エリア付近の危険要素を把握しておくこと。
- ② 競技・実技等の実施にあたっては、参加者に対し予め自然事象、エリアの特殊性等安全上必要な事項について、知りうる限りの関連情報を付して周知させること。
- ③ 事前に参加者の意思を確認すること。
- ④ 要に応じT・Oエリア、L・Dゾーン、飛行経路等に監視員・誘導員を配置すること。
- ⑤ 緊急時の連絡網を作成し、関係者に周知すること。
- ⑥ 消防機関等にあつて、救急隊もしくは医療班の配置が可能であれば協力を依頼するなど、不測事態に備えること。

#### (3) 事故発生時の対応

- ① 人命救助を第一に、速やかに救助活動に従事すること。
- ② 速やかに関係機関及びJHF事務局へ連絡すること。

### 3. 運用

- 1) 本書は連盟に関わる事業の実施指針を示したものである。(2002年3月14日理事会決議)
- 2) 事業実施の基本的方法は、別紙「連盟に関わる事業の実施指針細則(案)」により行うこと。
- 3) 上記によるもの以外に、事業の円滑な実施と安全確保のために必要と思われる事項は、JHF担当委員会もしくは事業実施者において別に定めること。(例:JHF公認競技大会規則、競技大会ローカルルール等)
- 4) 連盟主催事業を行おうとする者は、本書及び別紙「連盟に関わる事業の実施指針細則(案)」の全ての事項について理事会の承認を必要とする。承認を受ける方法は細則で定める。
- 5) 連盟の公認を受けて事業を行おうとする者は、本書及び別紙「連盟に関わる事業の実施指針細則(案)」の全ての事項についてJHF担当委員会の承認を必要とする。承認を受ける方法は細則で定める。
- 6) 4)及び5)に掲げる以外の事業を行おうとする者は、本書「連盟に関わる事業の実施指針(案)」及び別紙「連盟に関わる事業の実施指針細則(案)」を遵守して事業を行うこと。

以上